

規制に係る政策評価の点検結果 (令和6年度分)

令和7年7月

総務省行政評価局

- 規制とは、法律又は政令に基づいて、国民に対して「権利制限」や「義務賦課」を強いるもの（注1）。

各行政機関は、規制を新設・改廃する際には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）などに基づいて政策評価を実施する必要があり、令和6年3月には、効果・負担の定量化の推進や国民意見の活用の推進などを目的に、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が全面改正された。

注1) 基準の遵守、報告書の提出、立入検査の受検、一定行為の禁止など。

- 総務省では、各行政機関における規制の政策評価の更なる改善を目的に、その実施状況を毎年度点検して、具体の改善点の指摘やガイドライン等の見直しを行っている。

今回は、令和6年度に各行政機関が実施した、事前評価152件及び事後評価136件について（注2）、事前評価を行う際に重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検した。

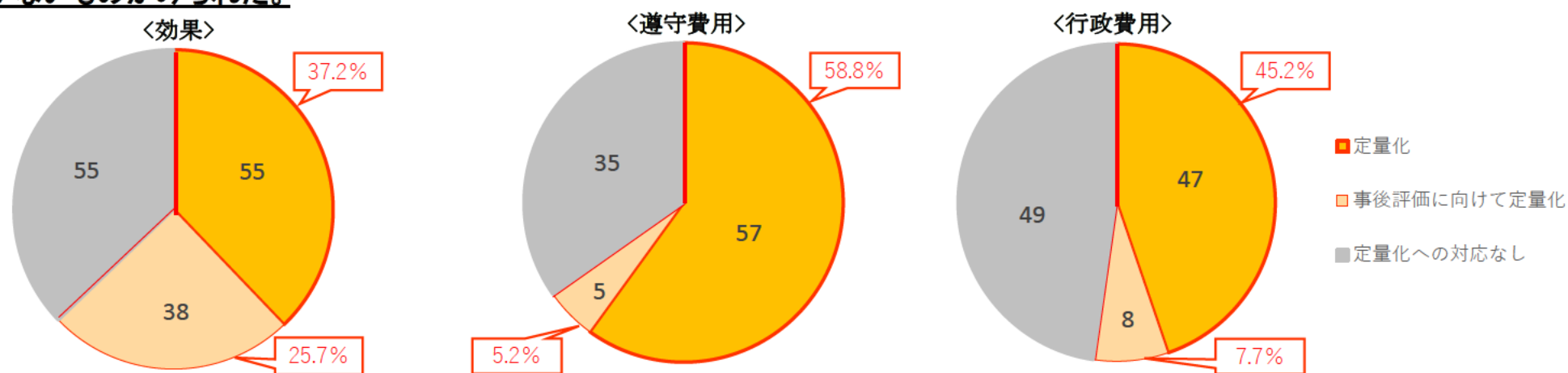
注2) 一つの規制を複数の行政機関で共管して各行政機関ごとに政策評価を行っている場合、当該重複分は除いている。

- ① 国民が規制案の必要性等を適切に判断できるよう、効果・負担の定量化が行われているか
- ② 国民に過度の負担を強いることのないよう、より緩やかな他の手段との比較検証が行われているか
- ③ 国民意見を踏まえながら規制案を企画立案できるよう、利害関係者からの意見聴取が行われているか

【点検項目①】効果・負担の定量化の状況

- 規制は国民に対して「権利制限」や「義務賦課」を強いるものであるため、その導入の検討に際しては、公正・客観的なデータで「課題の解消・予防の程度」と「利害関係者の負担の程度」とを比較考量できる状態にした上で、規制対象者をはじめとした国民のコンセンサスを醸成していくことが重要。
- 効果・負担の定量化については、**前年度実績に比べてそれぞれ20%ポイント以上改善**しており、「効果」は37.2%、規制対象者の負担である「遵守費用」は58.8%、最終的には国民全体の負担となる「行政費用」は45.2%となっている。また、事前評価の段階では定量化は困難としているものの事後評価に向けて定量化の工程を記載しているものは、「効果」で 25.7%、「遵守費用」で5.2%、「行政費用」で7.7%となっている。

他方で、**規制対象者数が現時点では不明であることや規制対象物の構造が区々であることなどを理由に、定量化への対応がないものがみられた。**



注) 効果については、効果の記載が不要と認められるものを母数から除外している。また、負担については、費用が発生しないと認められるものを母数から除外している。

指摘内容

- 規制対象が様々であることなどを理由に定性的な記載にとどめるのではなく、一定の仮定を置いて定量化するよう指摘するとともに、工夫して定量化に努めている例を各行政機関に共有。
- 事前評価の段階では定量化が困難な場合は、事後評価に向けてどのように定量化していくかを事前評価書に記載して、事後評価書でその結果を記載するよう指摘。

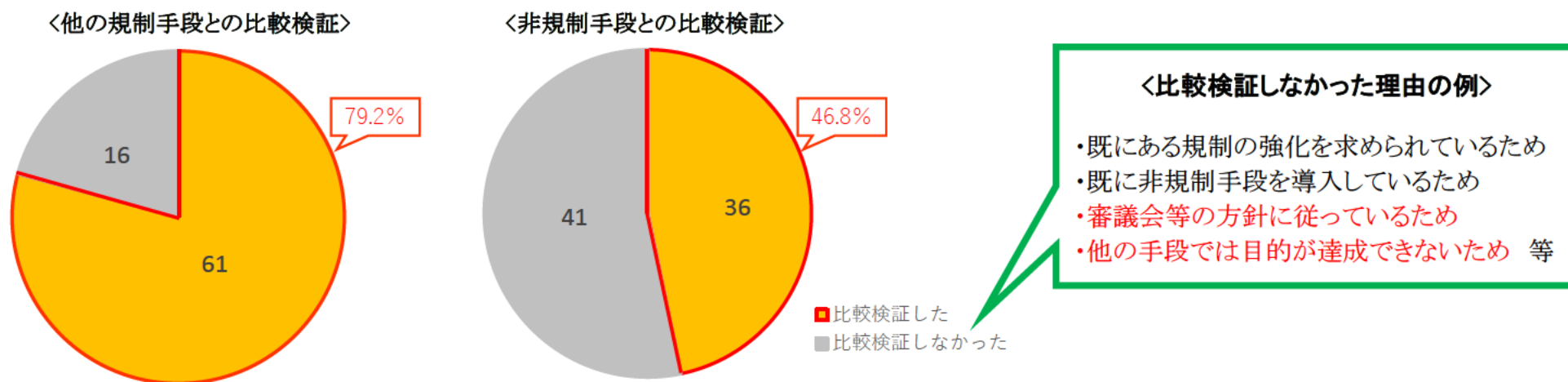
【点検項目②】他の手段との比較検証の状況

- 規制は国民に対して「権利制限」や「義務賦課」を強いるものであるため、その導入の検討に際しては、規制対象者の負担がより少ない手段との比較検証を行うことが重要。
- 他の手段との比較検証については、「他の規制手段」(注1)との比較検証は79.2%、「非規制手段」(注2)との比較検証は46.8%で実施されている。

他方で、実施していないものの中には合理的な理由があるものもあるが、**具体的な理由の説明もないまま単に、審議会等の方針に従っていることや他の手段では目的が達成できないことなどを理由としているものがみられた。**

注1) 規制対象となる事業所の従業員規模要件をより多い人数とすることや、「許可制」を「届出制」とすることなど。

注2) 行政指導、啓発活動、補助金交付等による経済的支援、業界による自主規制など。



注3) 規制の緩和・廃止の場合には、他の手段との比較検証に係る記載は不要としているため、母数から除外している。

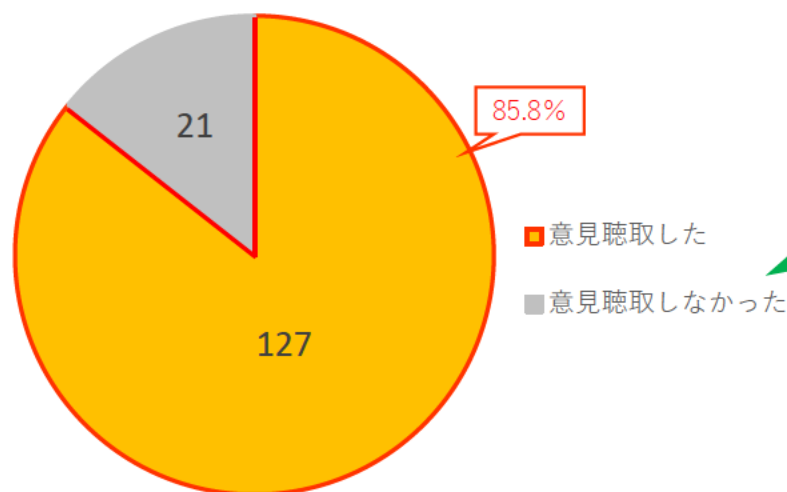
指摘内容

- 審議会等の方針に従っていることや他の手段では目的が達成できないことなどを理由に他の手段との比較検証を行っていないものについて、当該理由のみをもって比較検証不要とはならず、比較検証を行わないこととした理由を具体的に記載するよう指摘。
- 審議会等において比較検証を行っている場合にはその結果を記載するよう周知。

【点検項目③】利害関係者からの意見聴取の状況

- 規制は国民に対して「権利制限」や「義務賦課」を強いるものであるため、その導入の検討に際しては、規制の影響を受けることとなる規制対象者をはじめとした利害関係者からの意見を、あらかじめ聴取して調整を行っていくことが重要。
- 利害関係者からの意見聴取については、85.8%で実施されている。
他方で、実施していないものの中には合理的な理由があるものもあるが、実施の趣旨・目的を誤解して、パブリック・コメントを行っていることや審議会等での有識者からの意見聴取を行っていることなどを理由としているものがみられた。

＜利害関係者からの意見聴取＞



＜意見聴取しなかった理由の例＞

- ・新設・拡充で発生する遵守費用がないため
- ・対象者が多いことからアンケートで対応しているため
- ・パブリック・コメントを行っているため
- ・有識者からの意見聴取を行っているため 等

注) 災害関連など緊急に対応する必要がある場合には、利害関係者からの意見聴取に係る記載は不要としているため、母数から除外している。

指摘内容

- 評価書の公表時に広く一般国民を対象に実施するパブリック・コメントと、評価活動の初期の段階で規制の影響を直接的に受ける利害関係者を対象に実施する意見聴取とは、趣旨・目的が異なるため、利害関係者からの意見聴取を行うよう指摘。
- 通常、審議会等の有識者は規制の影響を直接的に受ける者ではないため、利害関係者からの意見聴取を行うよう指摘。

規制の政策評価の点検件数(各行政機関別)

【参考】

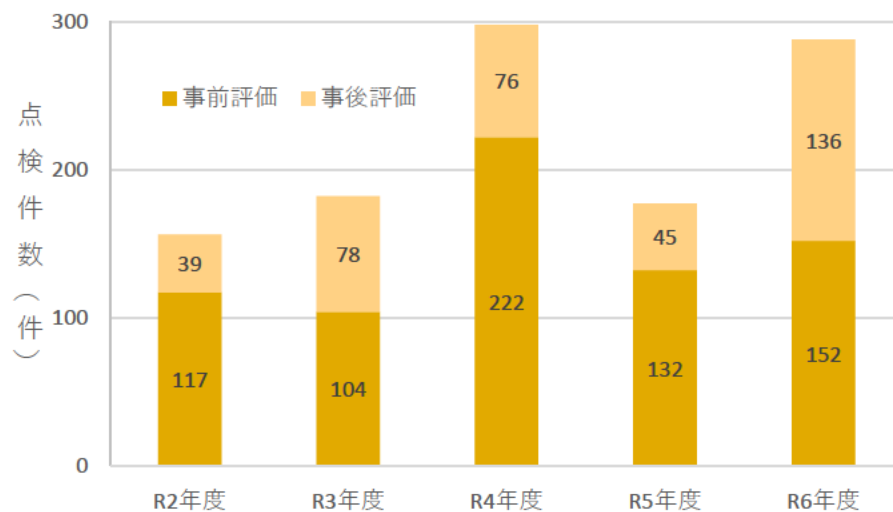
行政機関名	事前評価	事後評価	合計
内閣府	5	3	8
公正取引委員会	3	0	3
警察庁	8	27	35
金融庁	24	3	27
消費者庁	1	0	1
こども家庭庁	1	1	2
総務省	11	6	17
法務省	0	3	3
財務省	1	5	6

行政機関名	事前評価	事後評価	合計
文部科学省	2	6	8
厚生労働省	31	32	63
農林水産省	5	9	14
経済産業省	13	9	22
国土交通省	37	32	69
環境省	10	2	12
原子力規制委員会	0	3	3
防衛省	8	0	8

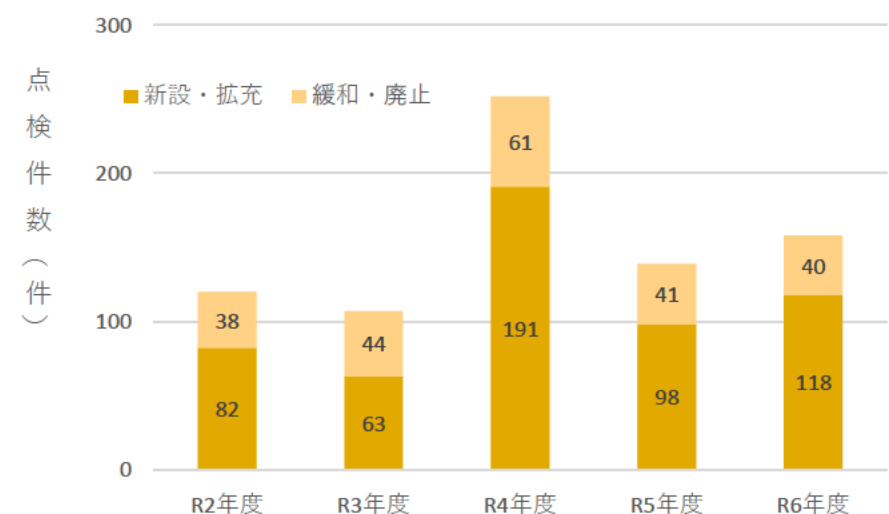
事前評価	事後評価	合計
152	136	288

注) 一つの規制を複数の行政機関で共管して各行政機関ごとに政策評価を行っている場合、各行政機関ごとに件数を計上しているが、赤字部分は当該重複分を除いているため、足し合わせた数値とは一致しない。

規制の政策評価の点検件数の推移



規制の事前評価における規制区分内訳の推移



注) 一つの事前評価に新設・拡充と緩和・廃止が混在する場合があるため、事前評価の点検件数とは一致しない。

【事前評価における効果・負担の定量化の状況】

★令和6年度の定量化率と定量化・工程化率（各行政機関別）

府省名	効果					遵守費用					行政費用				
	総件数 a	定量化 件数 b	工程化 件数 c	定量化率 d=b/a	定量化・工程化率 e=(b+c)/a	総件数 a	定量化 件数 b	工程化 件数 c	定量化率 d=b/a	定量化・工程化率 e=(b+c)/a	総件数 a	定量化 件数 b	工程化 件数 c	定量化率 d=b/a	定量化・工程化率 e=(b+c)/a
内閣府	5	1	4	20.0%	100.0%	2	0	2	0.0%	100.0%	3	1	2	33.3%	100.0%
宮内庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
公正取引委員会	3	2	1	66.7%	100.0%	3	2	1	66.7%	100.0%	2	2	0	100.0%	100.0%
警察庁	8	3	4	37.5%	87.5%	4	3	0	75.0%	75.0%	3	2	0	66.7%	66.7%
個人情報保護委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
カジノ管理委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
金融庁	24	7	6	29.2%	54.2%	10	3	0	30.0%	30.0%	15	0	0	0.0%	0.0%
消費者庁	1	1	0	100.0%	100.0%	1	0	0	0.0%	0.0%	1	1	0	100.0%	100.0%
こども家庭庁	1	0	0	0.0%	0.0%	1	1	0	100.0%	100.0%	1	0	0	0.0%	0.0%
デジタル庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
復興庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
総務省	11	6	3	54.5%	81.8%	7	7	0	100.0%	100.0%	7	7	0	100.0%	100.0%
公害等調整委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
法務省	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
外務省	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
財務省	1	1	0	100.0%	100.0%	1	1	0	100.0%	100.0%	1	1	0	100.0%	100.0%
文部科学省	2	1	0	50.0%	50.0%	2	2	0	100.0%	100.0%	2	1	0	50.0%	50.0%
厚生労働省	31	8	0	25.8%	25.8%	27	12	0	44.4%	44.4%	26	8	0	30.8%	30.8%
農林水産省	5	5	0	100.0%	100.0%	1	0	0	0.0%	0.0%	2	2	0	100.0%	100.0%
経済産業省	13	6	1	46.2%	53.8%	12	7	0	58.3%	58.3%	9	4	1	44.4%	55.6%
国土交通省	33	14	17	42.4%	93.9%	21	18	1	85.7%	90.5%	26	16	2	61.5%	69.2%
環境省	10	6	3	60.0%	90.0%	7	7	0	100.0%	100.0%	8	6	2	75.0%	100.0%
原子力規制委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
防衛省	8	0	0	0.0%	0.0%	4	0	1	0.0%	25.0%	4	0	2	0.0%	50.0%

注）効果については、記載は不要と認められるものを母数から除外している。また、負担については、費用が発生しないと認められるものを母数から除外している。さらに、一つの規制を複数の行政機関で共管して各行政機関ごとに政策評価を行っている場合、各行政機関ごとに件数を計上している。

★令和6年度の定量化率と定量化・工程化率（行政機関全体）

	効果	遵守費用	行政費用
定量化率	37.2% (15.2%)	58.8% (37.5%)	45.2% (24.4%)
定量化・工程化率	62.8%	63.9%	52.9%

注1）行政機関全体の定量化率については、一つの規制を複数の行政機関で共管して各行政機関ごとに政策評価を行っている場合、当該重複分を除外して算出している。
注2）括弧書は、令和5年度の実績。